

答申第 898 号

諮問第 1578 号

件名：平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定について等の一部
開示決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県知事（以下「知事」という。）が、別記 1 の開示請求につき、別記 2 に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して一部開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 11 月 14 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、知事が同年 12 月 26 日付けで本件行政文書を特定して行った一部開示決定の取消し又は変更を求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、補正書の内容を踏まえると、おおむね次のとおりである。

「平成 25～28 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還」において、3,000 円を除く単価において、社会福祉法人一宮市社会福祉協議会（以下「一宮社協」という。）分だけでも、県全体件数を毎年度上回っており信憑性がなく一宮社協のみで、8,500 円過払いしていると思われる。

民生委員実費弁償費について、一宮社協の社会福祉法人愛知県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）への提出明細があったので、チェックしたところ、各年度一宮社協のみで県全体数字を上回っている。県社協に平成 25～28 年度実費弁償費市町村別明細及び金額の情報公開請求をしたが、非公開との通知書を受理した。

民生委員の実費弁償費について疑義があるが、合計金額しか開示されていないため、個々の明細の開示を求める。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

担当課は、簡単な問題を複雑化し焦点をぼかし、間違いの事実を隠蔽

しているとしか思えない。

当方が一貫して求めているのは、「生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について」別紙 2 で区分〔民生委員実費弁償費〕事務費支出 民生委員実費弁償費 実支出額の平成 25 年度分は、金額・基準額共に 30,221,000 円で備考に@3,000 円/年×延 10,073 人、@250 円/月×8 月×延 1 人としか書いてない。一方一宮社協から入手した精算報告書によれば、@3,000 円が 449 人、@1,000 円が 2 人、@2,000 円が 2 人となっており、一宮社協分だけで、@2,000 円が 1 人、1,000 円が 2 人県の数字より多いことになり、間違いのあることは歴然としている。しかも 25 年度～28 年度まですべて同様のことが起きている。県は裏付け資料なしに公金で支出・精算が出来るのか。

公金を扱う県としては当然支払い・精算において裏付け資料との確認が必要である。県民からの疑惑の資料を添付し問題提議されたことについては、疑惑を払拭させるか、疑惑を認め訂正すべきと思う。資料がなければ、精算額が確定できず精算はできない。資料がないはずはない。

従って、県社協が県に対して「民生委員実費弁償費」の精算書提出時使用したはずの一覧表を求めているだけである。

以下に弁明書の関係が深い部分に反論をする。

(7) 本件行政文書の特定について

「生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は愛知県社会福祉協議会であり、同会が取りまとめた県全体の金額さえ確認できればよく、市町村ごとの内訳を把握することは不要である」と記載されているが、①県社協が各市町村に精算報告書を提出させているのはなぜか。市町村単位で間違っ、全体の数字がどうして把握できるのか。②又、県社協から各市町村提出分を取りまとめ精算を県に対して行ったと説明を受けている。③一宮社協から返還されたお金はどこへ行き何に使用されるのか。④県社協は県社協情報公開要綱に規定する公開資料に該当しないため非公開としている。県はまずい資料を出さないために県社協を利用しているのか。又、残金を他科目に充当できるのか。

(イ) 不開示情報該当性について

a 条例第 7 条第 2 号該当性について

同じ民生委員で県が市職員を資金前渡員として支払っている実費弁償費について個人名は県・市とも情報公開されている。

一宮社協において個人名は情報公開されている。

b 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

印影の開示は求めているない。

ウ 意見陳述における主張

審査請求人の意見陳述における主張は、おおむね次のとおりである。

今回の審査請求の目的は、実費弁償費支払金額の根拠・過程を求めている。本来ならば、当然県社協が作成し、民生委員実費弁償費精算時に添付すべき公文書であるが、作成者の県社協に開示請求を行ったが、県社協情報公開要綱に規定する公開資料に該当しないと、非公開決定通知を受けたため、県に情報公開請求をした。市区町村別明細がなければ「生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書」の備考欄の単価・人数が確定できず、精算額が確定できない。

問題発覚の経緯について説明する。

本件は、一宮社協の生活福祉資金貸付事業がでたらめで、一宮社協決算書において、市からの借入金額に間違いがあったため、県のくらし資金についても県社協に確認したのがきっかけである。くらし資金も口頭で間違いが確認できたため、県に対し情報公開請求を行って入手した資料の中に、民生委員が都道府県社協及び市町村社協と緊密に連携し、本貸付事業の運営について積極的に協力するものとして、そのことに対し実費弁償費、年 3,000 円、月 250 円を払うことになっており、精算において、退職者・委嘱者ごとに金額を修正し、精算することになっていることを知った。その市町村別に積み上げた合計人数が、一宮市分だけで人数より少ない人数の単価があり、あり得ないと明細を求めているだけだ。くらし資金の個人別貸付状況等を求めているものではない。したがって、1 年間以上の時間をかけ、審査会で議論し、答えを出していただくような問題でないと、今でも考えている。

県が支払を行うのに、公文書の裏付けのない支払・精算を、国民の税金を扱う県が行ってよいかという問題である。間違いがあるから資料が提出できないのではないかと、疑わざるを得ない。

弁明書で「このことは、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は県社協であり、県社協が取りまとめた県全体の金額さえ確認できればよく、市町村ごとの内訳を把握することは不要であるためである。よって、生活福祉資金貸付事業費補助金の民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの内訳が記載された文書は、県において取得していない」と弁明している。

取りまとめた金額に間違いがある証拠を付けて、精算額の違いを指摘しているのであり、予算が通っているからと、裏付けのない精算に税金が使われることは間違いだ。情報がないからと、間違いの指摘に対して調査することもなく、県は支払い、精算することができるのか。条例第 4 章雑則にのっとった指導を県社協にできないのか。

毎年行う確定申告の医療費控除でいえば、^{ばく}税務署は昔はバイトを雇い、莫大な量の領収書合計額の確認を行い、間違いは修正していた。今は申告会場で申告を行えば、計算することなく、「問題があったとき確認しま

すので、5年間保存しておいてください。」と、その場で領収書が返却される。

県のお金を県社協に代行させているのであり、前述の疑義に答えるために、県がその公文書を県社協から入手し、県民に説明するのは当然と思うが、それができないのか。できなければ、情報公開審査会にインカメラを求める。それが無理な場合は、一般論で結構だが、今回の単価・人数がどういう場合に起こるのか、教えていただきたい。

次に、開示されれば新たな住民監査請求を検討し得ることについて説明する。

私が申し上げたいことは、公文書公開請求で得た情報を基に、多分ほとんどの人が間違いと思う証拠を基に住民監査請求をしようとしても、「住民監査請求は、違法又は不当な財務会計上の行為につき、これを証する書面、事実証明書を添えることを要する」とあり、住民監査請求できない。その精算額の明細がなければ、住民監査請求もできず、金額の多少でなく、公金がこのようなことで支払されていていかどうかという問題である。住民監査請求は、たとえ違法又は不当な行為等があるとしても、当該地方公共団体に損害をもたらさない行為は、住民監査請求の対象にならない。そのためにも、市町村別明細は必要である。

平成25年度分で一宮社協では、県社協へ送っているものに、2,000円が二人、1,000円が二人とあるが、県がまとめたものは、2,000円が一人、1,000円が0人である。こういうことがどうして起こるかということから、これを請求した。26年度についても、2,500円が一宮社協で一人ありますが、県では2,500円は一人もいない。こういう違いが毎年度ある。

普通に考えた場合は、表がなければ、生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書の備考のところに3,000円何名、2,250円何名などを書いてあるが、そういう数字は出ないと思う。だから、私が求めているのは、表が絶対にあるはず、なければこれはできない。弁明書では、数字が必要でないと言っているが、必要でなければトータル金額が出ないから、そういうことは絶対ないと私は思っている。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の内容について

審査請求書の審査請求の趣旨には、「平成25～28年度生活福祉資金貸付事業補助金の額の確定及び返還」において、県社協からは合計金額のみしか提出されておらず…補助金の精算の調査を要求致します。」と記載され、また、審査請求の理由には、「民生委員実費弁償費について県社協は各市町村に明細を提出させていますが、県に対しては合計金額しか提出しており

ません。」と記載され、そのほか審査請求の趣旨及び理由には、一宮社協が県社協に提出した金額と県全体での県社協が取りまとめた金額に矛盾が生じるという主張がされていた。これらは、行政文書の一部開示決定に対する審査請求書に記載する必要がある審査請求の趣旨及び理由としては不備なものであったため、平成30年4月1日付けで補正を命じたところ、同月20日付けで審査請求人から補正書が提出された。補正書では、審査請求の趣旨は行政文書一部開示決定に対する取消し又は変更を求めるものであるとし、取消しや変更によってどのような情報開示になることを求めるかについて、「民生委員の実費弁償費について疑義がありますが、合計金額しか開示されていないため、個々の明細の開示を求めます。」と記載されていた。一方、本件一部開示決定において開示しないこととした部分には、民生委員の実費弁償費に係る明細の部分はない。よって、審査請求人は、本審査請求の趣旨を行政文書の一部開示決定に対する審査請求として、民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの内訳が記載された文書が県に存在するはずであるから、当該文書を特定して開示すべきと主張していると解した。

以上より、本件審査請求は、本件行政文書の他に民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの明細が記載された文書の開示を求めるものと解され、本件行政文書の不開示部分の不開示情報該当性については、審査請求の対象ではないと解されるが、念のため、当該不開示情報該当性も含めて、以下のとおり弁明する。

(2) 本件行政文書の特定について

ア 本件行政文書について

(ア) 生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定及び変更交付決定の予算執行書（別記2文書1（以下「文書1」という。別記2文書2以下も同様とする。）、文書2、文書10、文書11、文書13、文書14、文書15、文書17、文書18及び文書20）

当該文書は、平成25年度から平成28年度までの生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定及び変更交付決定の予算執行書である。

当該文書は、起案用紙、別記（執行の内容、執行の理由、関連措置、執行の経過及び予定、予算等が記載されている。）、交付決定通知（案）又は変更交付決定通知（案）、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書、補助金交付要綱等からなる。また、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書は、申請書（鑑）、所要額調書、対象経費支出予定額内訳、資金収支予算内訳表等からなる。

生活福祉資金貸付制度は、厚生労働省の補助金交付要綱に基づき、県社協が実施主体となって、低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯を対象に、失業等による日常生活上の困難や生活の立て直し等のための一時的な資金を低利子又は無利子で貸し付ける制度である。

厚生労働省の補助金交付要綱は複数の事業を補助金の対象としており、平成 25 年度及び平成 26 年度は「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」（文書 1、文書 2、文書 10、文書 11、文書 13、文書 14 及び文書 15 のものが該当する。）、平成 27 年度及び平成 28 年度は「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」（文書 17、文書 18 及び文書 20 のものが該当する。）に基づき、補助金が交付されている。なお、平成 27 年度に「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」が廃止され、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」が新設されているが、いずれも生活福祉資金貸付事業費補助金である（なお、「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱」は平成 27 年 4 月 1 日からの適用であるが、厚生労働省からは同年 7 月 27 日付けで通知されたため、同年 4 月 1 日付けの交付決定の予算執行書である文書 17 の補助金交付要綱は、「セーフティネット支援対策等事業費補助金交付要綱」となっている。）。

本補助事業は、都道府県社会福祉協議会が実施する事業の経費に対し、都道府県が補助する事業となっており、国庫補助金及び県費補助金により実施する事業であるが、本補助金は、生活福祉資金貸付の相談受付窓口である市区町村社会福祉協議会の事務費、貸付世帯に対する民生委員の指導援助に必要な事務費（民生委員実費弁償費）、実施主体である県社協の事務費等を対象としており、補助金の交付先は、県社協である。

愛知県は、県社協から補助金交付申請を受け、予算執行書を作成している。

なお、補助金の交付決定は年度始めの 4 月 1 日に行っており、変更交付決定は、増額又は減額するときに行っている。

当該文書のうち、不開示とした部分は、県社協の事務費のうち人件費（1 名分）が分かる部分（文書 13、文書 14、文書 15 及び文書 18 を除く。）並びに補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書における生活福祉資金貸付審査等運営委員会委員（行政機関の職員を除く。）の氏名、所属及び役職（文書 1 及び文書 2 に限る。）並びに県社協の印影である。

(イ) 生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還についての文書（文書 3、文書 12、文書 16、文書 19 及び文書 21）

当該文書は、平成 25 年度から平成 28 年度までの生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還についての文書であり、前記(ア)の文書に関連する文書である。

当該文書は、起案文書、額の確定調査書、額の確定通知（案）、概算払精算書（案）及び実績報告書からなる。

補助金の交付先の県社協から、交付決定通知に添付された様式により作成された実績報告書の提出を受け、額の確定をしており、過払いの場合は返還を県社協に求めている。

実績報告書は実績報告書そのものと添付書類からなり、実績報告書そのものの様式は、前述のとおり交付決定通知で定めており、その添付書類は、当該実績報告書の様式にあらかじめ添付書類として記載されており、「生活福祉資金貸付事業費補助金精算書」、「生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書」、「生活福祉資金貸付事業実施報告書」及び「当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本」が添付されている。

当該文書のうち、不開示とした部分は、実績報告書における県社協の事務費のうち人件費（1名分）が分かる部分（文書16を除く。）及び県社協の印影である。

- (ウ) 緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定及び変更交付決定の予算執行書（文書4、文書5、文書7及び文書8）

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定及び変更交付決定の予算執行書である。

当該文書は、起案用紙、伺い文（執行の内容、執行の理由、執行の結果、関連措置、執行の経過及び予定、予算等が記載されている。）、交付決定通知（案）又は変更交付決定通知（案）、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書、補助金交付要綱等からなる。また、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書は、申請書（鑑）、所要額調書、所要額内訳書、資金収支予算内訳表等からなる。

緊急雇用創出事業基金は、平成20年の世界的な金融危機に端を発して、失業者、低所得者が急増する等雇用情勢が急速に悪化していく中、国の緊急雇用創出事業臨時特例交付金を財源として、雇用創出事業を実施するために創設された基金である。

当該文書による予算執行の内容は、この基金を活用し、求職中の貧困・困窮者等に、生活、就労、住宅等の必要な支援を行う事業に要する経費に対し補助金を交付することを内容とした「愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）交付要綱」に基づき、補助事業の一つである「生活福祉資金相談等体制整備事業」に係る補助金を執行するものである。

生活福祉資金相談等体制整備事業は、前記(ア)で説明した生活福祉資金貸付制度の事業を県社協が実施するに当たり、多数の貸付希望者への相談体制を強化するため、相談員等を県社協及び市町村社会福祉協

議会に配置する等の体制整備事業である。

この事業の補助金の交付先は、県社協である。

愛知県は、県社協から補助金交付申請を受け、予算執行書を作成している。

なお、補助金の交付決定は年度始めの4月1日に行っており、変更交付決定は減額するときに行っている。

本件文書のうち、不開示とした部分は、補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書における県社協の事務費のうち人件費（1名分）が分かる部分（文書7及び文書8を除く。）及び県社協の印影である。

(エ) 緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還についての文書（文書6及び文書9）

当該文書は、平成25年度及び平成26年度の緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還についての文書であり、前記(ウ)の文書に関連する文書である。

当該文書は、起案用紙、額の確定調査書、額の確定通知（案）、概算払精算書（案）、実績報告書等からなる。

補助金の交付先の県社協から、補助金交付要綱に基づき作成された実績報告書の提出を受け、額の確定をしており、過払いの場合は返還を県社協に求めている。

実績報告書は、実績報告書そのものと添付書類からなり、実績報告書そのものの様式は補助金交付要綱で定めており、その添付書類として当該様式に記載されているものは「精算書」、「支出額内訳書」、「事業実績報告書」、「当該補助金に係る歳入歳出決算書（又は見込書）抄本」及び「その他事業の実施内容がわかる資料」であり、それらが添付されている。

当該文書のうち、不開示とした部分は、実績報告書における県社協の印影である。

(オ) ぐらし資金貸付事業実績報告についての文書（文書22、文書23及び文書24）

本件文書は、平成25年度、平成27年度及び平成28年度のぐらし資金貸付事業の実績報告についての文書である。

本件文書は、回議文書、報告書（鑑）、ぐらし資金貸付事業実績報告書、貸付年度別償還期限後未償還額とその内訳の表、ぐらし資金貸付の状況の表、ぐらし資金償還等の状況の表、ぐらし資金貸付原資の状況の表、ぐらし資金貸付事務費の状況の表、残高証明書にある金額の表、市町村保管金明細表等からなる。

くらし資金貸付制度は、昭和 36 年に県単独事業として創設された制度であり、県が貸付原資の補助を県社協に対して行っており、県の要綱（くらし資金貸付制度要綱）に基づき、生活の不安定な低所得世帯に対して、日々のくらしの維持に必要なつなぎ資金及び不時の出費のため必要とする小口資金を、無利子で貸し付ける制度である。

くらし資金貸付は、県の要綱に基づき、県社協が実施するものであり、県社協は、貸付け状況を実績報告書により県に提出することとなっている。

本件文書のうち、不開示とした部分は、県社協の印影及び県社協の担当者名（文書 24 に限る。）である。

イ 本件行政文書の特定について

本件開示請求の内容は、「請求①低所得者対策費(ア)分の平成 25～28 年度 県社協→一宮社協分の予算・決算・事業報告書・決定通知書 請求②くらし資金貸付事業の平成 25～28 年度 県社協→一宮社協分の予算・決算・事業報告書・決定通知書」である。なお、請求①に関して、開示請求者から行政文書開示請求書とともに「平成 29 年 2 月 予算に関する説明書」の抜粋が提出され、それには平成 29 年愛知県当初予算説明書の健康福祉費のうち「低所得者対策費 51,917 千円」の内訳として「ア 生活福祉資金貸付事業費補助金 47,746 千円」の記載があった。

よって、本件請求対象文書は、請求①は、県社協を経由して一宮社協に出されている生活福祉資金貸付事業費補助金の平成 25 年度から平成 28 年度までの予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であり、請求②は、県社協を経由して一宮社協に出されているくらし資金貸付事業の平成 25 年度から平成 28 年度までの予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であると解した。

そして、請求①に該当するものとして文書 1 から文書 21 までを、請求②に該当するものとして文書 22 から文書 24 までを特定した。なお、平成 25 年度及び平成 26 年度にあつては、生活福祉資金貸付事業費補助金で実施される事業を補強するために、緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業が実施されたので、それに関する文書も特定した。また、請求①中の「予算」及び「決定通知書」に該当するものはア(ア)及び(カ)の文書であり、「決算」及び「事業報告書」に該当するものはア(イ)及び(エ)の文書であるが、請求②中の「決算」及び「事業報告書」に該当するものはア(エ)の文書であり、「予算」及び「決定通知書」に該当するものは存在しない。これは、くらし資金貸付事業は、県が過去に行った貸付原資を基に行われている事業であるからである。また、「平成 26 年度くらし資金貸付事業実績報告について」と題する文書については、不開示とする箇

所がなかったため、別途開示決定を行っている。

よって、本件開示請求に対して、文書 1 から文書 24 までを特定し、一部開示決定を行った。

本件審査請求は、前記(1)のとおり、民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの明細が記載された文書の開示を求めるものであると解されるところ、民生委員の実費弁償費に係る金額は、文書 1、文書 2、文書 10、文書 11、文書 17 及び文書 20 の補助金交付申請書又は補助金変更交付申請書中の対象経費支出予定額内訳並びに文書 3、文書 12、文書 19 及び文書 21 の実績報告書中の生活福祉資金貸付事業費補助金支出額内訳書に記載されている。しかしながら、これらの箇所には民生委員の実費弁償費について県社協が各市町村での執行分を取りまとめた合計の金額とその内訳として単価及び人数が記載されているものの、市町村ごとの内訳の記載はない。

このことは、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は県社協であり、県社協が取りまとめた県全体の金額さえ確認できればよく、市町村ごとの内訳を把握することは不要であるためである。よって、生活福祉資金貸付事業費補助金の民生委員の実費弁償費に係る市町村ごとの内訳が記載された文書は、県において取得していない。

以上のことから、本件行政文書の特定において誤りはない。

(3) 不開示情報該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号該当性について

県社協の事務費のうち人件費(1名分)が分かる部分は、県社協で生活福祉資金貸付事業費補助金に関する事務に従事する職員 1 名の給与の額が分かる部分であり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

また、生活福祉資金貸付審査等運営委員会委員(行政機関の職員を除く。)の氏名、所属及び役職並びに県社協の担当者名については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第 7 条第 2 号本文に該当する。

これらの情報は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報でないため、同号ただし書イに該当しない。また、これらの情報は公務員等の職務の遂行に係る情報でないため、同号ただし書ハにも該当しない。さらに、同号ただし書ロ及びニにも該当しない。

したがって、これらの情報は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

イ 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

県社協の印影は、補助金交付申請書、補助金変更交付申請書及び実績

報告に押印されたものであり、文書が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるが、県社協において、その印影を事業活動上関わりのない不特定多数の者に広く一般に公開しているとは認められない。

よって、県社協の印影は、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第7条第3号イに該当する。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第1条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成25年度から平成28年度までの生活福祉資金貸付事業費補助金の予算執行書及び当該補助金の額の確定等についての文書並びに平成25年度、平成27年度及び平成28年度のくらし資金貸付事業実績報告についての文書である。その構成及び記載内容は、前記3(2)アで実施機関が説明するとおりであると認められる。実施機関は、個人の氏名、人件費(1名分)が分かる部分、その他特定の個人が識別できる部分を条例第7条第2号に、法人の印影を同条第3号イに該当するとして不開示としている。

なお、平成26年度のくらし資金貸付事業実績報告についての文書は、不開示とする部分がなかったことから本件一部開示決定とは別途開示決定を行っているとのことである。

実施機関は、審査請求書及び補正書によれば、本件行政文書の不開示情報該当性については審査請求の対象とはなっていないと解したとのことである。

そこで、当審査会において審査請求人に確認したところ、実施機関の主張するとおり、本件行政文書の不開示情報該当性については審査請求の対象ではないとのことであった。

よって、以下では、本件開示請求に対し、実施機関が行った文書特定に

誤りがあるか否かを検討することとする。

(3) 本件行政文書の特定について

ア 本件開示請求書の「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、「低所得者対策費(ア)分の平成 25～28 年度 県社協→一宮社協分の予算、決算、事業報告書」と記載されていた。また、実施機関の職員により「決定通知書」及び「くらし資金についても同様」と補記されていた。

イ 実施機関によれば、低所得者対策費(ア)とは、「平成 29 年 2 月 予算に関する説明書」において低所得者対策費アに該当する項目である生活福祉資金貸付事業費補助金であるとのことであり、当該補助金は県社協を経由して一宮社協に出されているものであることから、請求①は、当該補助金に係る予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であると解したとのことである。

また、請求②のくらし資金貸付事業についても同様に、当該事業に係る予算に関する文書、決算に関する文書、事業報告書及び決定通知書であると解したとのことである。

そして、生活福祉資金貸付事業費補助金については、予算に関する文書及び決定通知書に相当する文書として、予算執行書である文書 1、文書 2、文書 4、文書 5、文書 7、文書 8、文書 10、文書 11、文書 13、文書 14、文書 15、文書 17、文書 18 及び文書 20 (以下「文書 1 等」という。)を、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として、生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還についての文書である文書 3、文書 6、文書 9、文書 12、文書 16、文書 19 及び文書 21 (以下「文書 3 等」という。)を特定し、くらし資金貸付事業については、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として、くらし資金貸付事業実績報告についての文書である文書 22、文書 23 及び文書 24 (以下「文書 22 等」という。)を特定したとのことである。

ウ 当審査会において本件行政文書の内容を確認したところ、生活福祉資金貸付事業費補助金については、生活福祉資金貸付事業費補助金の予算に関する文書及び決定通知書に相当する文書として特定した文書 1 等には、当該補助金に係る予算額が記載されており、関連措置として決定通知書の案が添付されていることが認められ、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として特定した文書 3 等には、当該補助金に係る決算額が記載されており、実績報告書が添付されていることが認められた。また、くらし資金貸付事業については、決算に関する文書及び事業報告書に相当する文書として特定した文書 22 等には、当該事業に係る決算額等が記載されていることが認められた。

エ 以上のことからすれば、本件開示請求に対し、実施機関が本件行政文

書を特定したことに誤りはないものと認められる。

(4) 各市町村社会福祉協議会の内訳が記載された文書について

審査請求人は、民生委員の実費弁償費について、合計金額しか開示されていないため各市町村社会福祉協議会の個々の明細の開示を求める旨主張していることから、各市町村社会福祉協議会の内訳が記載された文書の存否について、以下検討する。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、生活福祉資金貸付事業費補助金の交付先は当該事業の実施主体である県社協であり、県としては県社協が取りまとめた県全体の合計の金額さえ確認できればよく、県社協が各市町村社会福祉協議会に対して支出した金額をそれぞれ把握することは不要であるとのことであり、そうであるならば、各市町村社会福祉協議会の内訳が記載された文書を作成又は取得していないとする実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件行政文書の特定に誤りがないことについては、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(6) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記 1

- 請求① 低所得者対策費(ア)分の平成 25～28 年度
県社協 → 一宮社協分の予算・決算・事業報告書・決定通知書
- 請求② ぐらし資金についても同様

別記 2

- 文書 1 予算執行書：平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の交付決定について
- 文書 2 予算執行書：平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の変更交付決定について（減額）
- 文書 3 平成 25 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還について
- 文書 4 予算執行書：平成 25 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定について
- 文書 5 予算執行書：平成 25 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の変更交付決定について（減額）
- 文書 6 平成 25 年度愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還について
- 文書 7 予算執行書：平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の交付決定について
- 文書 8 予算執行書：平成 26 年度緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の変更交付決定について（減額）
- 文書 9 平成 26 年度愛知県緊急雇用創出事業基金事業費補助金（住まい対策拡充等支援事業分）のうち生活福祉資金相談等体制整備事業の額の確定及び返還について
- 文書 10 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の交付決定について
- 文書 11 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金分）の変更交付決定について（増額）
- 文書 12 平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定及び返還について

- 文書 13 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金の定額分）の交付決定について
- 文書 14 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金（セーフティネット支援対策等事業費補助金の定額分）の変更交付決定について（減額）
- 文書 15 予算執行書：平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の変更交付決定について（増額）
- 文書 16 平成 26 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について
- 文書 17 予算執行書：平成 27 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定について
- 文書 18 予算執行書：平成 27 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の変更交付決定について（増額）
- 文書 19 平成 27 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について
- 文書 20 予算執行書：平成 28 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の交付決定について
- 文書 21 平成 28 年度生活福祉資金貸付事業費補助金の額の確定について
- 文書 22 平成 25 年度くらし資金貸付事業実績報告について
- 文書 23 平成 27 年度くらし資金貸付事業実績報告について
- 文書 24 平成 28 年度くらし資金貸付事業実績報告について

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30.10.10	諮問（弁明書の写しを添付）
30.11.9	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
31.2.18 (第567回審査会)	審査請求人の意見陳述を実施
同 日	実施機関職員から不開示理由等を聴取
同 日	審議
31.4.23 (第572回審査会)	審議
1.5.31	答申